

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83－2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1 平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍 率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{c} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該 当 な し	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和 6 年分 (北海道)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
あ	愛別町	ゴルフ場用地	3.4
	旭川市	ゴルフ場用地	1.1
	厚岸町	ゴルフ場用地	2.1
	網走市	ゴルフ場用地	1.5
	安平町	追分春日	1.9
		早来富岡	2.2
い	石狩市	厚田区	1.3
		上記以外	1.3
	岩見沢市	栗沢町加茂川	1.8
		栗沢町茂世丑	1.8
		上記以外	2.2
	恵庭市	ゴルフ場用地	1.5
お	大空町	ゴルフ場用地	1.6
	小樽市	ゴルフ場用地	1.5
	音更町	ゴルフ場用地	2.5

令和6年分
(北海道)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
か	上士幌町		ゴルフ場用地	3.1
き	北広島市		ゴルフ場用地	1.9
	北見市	端野町	ゴルフ場用地	1.1
		留辺蘂町	ゴルフ場用地	1.1
		上記以外	ゴルフ場用地	1.4
	喜茂別町		ゴルフ場用地	0.8
く	釧路市		ゴルフ場用地	1.8
	倶知安町		ゴルフ場用地	5.1
	栗山町		ゴルフ場用地	1.8
さ	札幌市	手稲区	ゴルフ場用地	2.8
			遊園地用地	8.9
		豊平区	ゴルフ場用地	1.8
		清田区	ゴルフ場用地	2.3
		上記以外	ゴルフ場用地	2.5
			遊園地用地	1.1
		し	鹿部町	
士別市			ゴルフ場用地	1.3
清水町			ゴルフ場用地	1.7
占冠村			ゴルフ場用地	1.3
白老町			ゴルフ場用地	1.0
白糠町			ゴルフ場用地	2.0
新得町			ゴルフ場用地	1.2
そ	壮瞥町		ゴルフ場用地	1.1
た	鷹栖町		ゴルフ場用地	1.6
	滝川市		ゴルフ場用地	5.1
	伊達市		ゴルフ場用地	1.1
ち	秩父別町		ゴルフ場用地	1.2
	千歳市		ゴルフ場用地	1.8
つ	鶴居村		ゴルフ場用地	2.5
て	弟子屈町		ゴルフ場用地	1.1

令和6年分
(北海道)

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
と	当別町		ゴルフ場用地 1.1
	洞爺湖町		ゴルフ場用地 1.3
	苫小牧市	植苗	ゴルフ場用地 2.4
		樽前	ゴルフ場用地 2.4
		錦岡	ゴルフ場用地 2.7
		美沢	遊園地用地 6.6
	豊富町		ゴルフ場用地 1.6
な	奈井江町		ゴルフ場用地 1.0
	中富良野町		ゴルフ場用地 1.6
	七飯町		ゴルフ場用地 1.4
	名寄市		ゴルフ場用地 1.0
に	仁木町		ゴルフ場用地 1.5
	ニセコ町		ゴルフ場用地 0.8
ぬ	沼田町		ゴルフ場用地 1.3
ね	根室市		ゴルフ場用地 0.8
の	登別市	ゴルフ場用地	0.9
		遊園地用地	1.1
は	函館市		ゴルフ場用地 2.4
ひ	東神楽町		ゴルフ場用地 1.2
	東川町		ゴルフ場用地 0.8
	日高町		遊園地用地 1.0
	美唄市	茶志内	ゴルフ場用地 1.1
		上記以外	ゴルフ場用地 1.2
	平取町		ゴルフ場用地 1.1
ふ	深川市		ゴルフ場用地 1.2
	富良野市		ゴルフ場用地 1.1
ほ	北斗市		ゴルフ場用地 1.7
ま	幕別町		ゴルフ場用地 1.9
	増毛町		ゴルフ場用地 2.3
み	三笠市		ゴルフ場用地 1.2

令和 6 年分
(北海道)

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率
む	室蘭市	ゴルフ場用地	1.1 倍
め	芽室町	ゴルフ場用地	2.5
も	森町	ゴルフ場用地	1.8
	紋別市	ゴルフ場用地	1.5
ゆ	由仁町	ゴルフ場用地	1.5
よ	余市町	ゴルフ場用地	1.5
ら	蘭越町	ゴルフ場用地	2.4
る	留寿都村	ゴルフ場用地	2.4
		遊園地用地	5.0
わ	稚内市	ゴルフ場用地	3.2
上 記 以 外		ゴルフ場用地	1.1
		遊園地用地	1.1